

事業の目的

「市外から転入する従業員のための社宅を整備する企業」や「市内への事業所等の新たな設備投資により生まれる新規雇用者のための社宅を整備する企業」に対して、社宅建設又は購入費用の一部を補助し、本市への定住・移住を強力に推進する。

補助の主な要件※1

※1 詳細は本市ホームページ等を参照

＜対象企業＞

- 従業員の居住に供するため、良質な社宅の新設（建設又は購入）を行うこと
- 対象企業は次のア又はイのいずれかに該当する企業
 - ア 市外から転入する従業員のための社宅を新設する企業
 - イ 市内又は市近郊に事業所等を新設又は増設することにより生まれる新規雇用者のための社宅を新設する企業
- 法人であること（但し、国、地方公共団体及びその他関係機関は除く）

＜対象社宅＞ *街なか※2区域内に所在する社宅に限る（単身向け社宅を除く。）。

- 企業が自ら運営し、かつその従業員等の住居用に建設又は購入するもの
- 一棟20戸以上の社宅（建築基準法規定の長屋、共同住宅又は寄宿舎という）
- 1戸当たりの住戸専用面積
 - 1人世帯：25㎡以上（居間、食堂、台所等が共同利用として十分な面積を有する場合18㎡以上）
 - 2人以上世帯：30㎡以上
- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないなど社宅利用として支障がないもの
- 国又は他の地方公共団体から補助を受けていないこと。10年間社宅に供すること 等

※2 北九州市立地適正化計画に基づく居住誘導区域の存する町丁目を含むエリア

補助額

1戸当たり50万円＜単身向け住戸は1戸当たり15万円＞
（補助金の交付は、1企業1年度あたり100戸を上限とする。）

事業のイメージ



※補助金は、社宅を建設し、上記の転入、新規雇用を行った企業に対して交付されます。